令和2年度

福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

第5号議案

令和2年度 福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度福岡県南広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)用水供給業務

供給対象団体	一日平均供給水量	年間総供給水量
久 留 米 市	17,381 m ³	6,344,065 m ³
大 川 市	10,477 m³	3,824,105 m ³
筑 後 市	7,000 m ³	2,555,000 m ³
柳川市	16,397 m³	5,984,905 m³
大牟田市	14,035 m³	5,122,775 m³
八 女 市	7,564 m³	2,760,860 m ³
朝倉市	2,100 m ³	766,500 m ³
みやま市	3,516 m ³	1,283,340 m ³
大 木 町	3,329 m³	1,215,085 m³
広 川 町	4,164 m ³	1,519,860 m ³
筑 前 町	3,413 m³	1,245,745 m³
三井水道企業団	12,332 m³	4,501,180 m ³
計	101,708 m³	37,123,420 m³

(2)主な建設改良工事

(第二期拡張事業)

- 南系第二送水管布設工事
- 大牟田系第二送水管布設工事
- 立花系第二送水管布設工事

(施設改良事業)

- ・東櫛原取水場導水ポンプ増設工事
- ・ 3系沈殿池外1箇所電気機械設備更新工事、高田中継ポンプ場自家発電設備更新工事、配水場濁色度計更新工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			4,674,018 千円
第1項 営業収益			3,959,337 千円
第2項 営業外収益			714,680 千円
第3項 特別利益			1 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			4,079,587 千円
第1項 営業費用			3,677,246 千円
第2項 営業外費用			357,340 千円
第3項 特別損失			1 千円
第4項 予備費			45,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,573,735千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額237,032千円、過年度損益勘定留保資金1,653,090千円及び当年度損益勘定留保資金683,613千円をもって補てんするものとする。)。

		収	人	
第1款 資本的収入				2,353,040 千円
第1項	企業債			1,056,000 千円
第2項	国庫補助金			499,536 千円
第3項	出資金			497,500 千円
第4項	工事負担金			1 千円
第5項	固定資産売却代金			1 千円

rlv

第6項投資有価証券売却代金1 千円第7項水源開発積立基金取崩額300,000 千円第8項その他資本的収入1 千円

支出

第1款 資	4,926,775 千円	
第1項	第二期拡張事業費	1,499,014 千円
第2項	小石原川ダム建設事業費	128,027 千円
第3項	改良費	777,246 千円
第4項	企業債償還金	1,097,078 千円
第5項	ダム割賦負担金	983,690 千円
第6項	投資有価証券購入費	300,000 千円
第7項	基金積立金	141,720 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額	
小石原川ダム建設事業に係る割賦負担金	令和3年度から令和21年度まで	10,388,768 千円	
高田中継ポンプ場自家発電設備更新工事	令和3年度	130,000 千円	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第二期拡張事業	490,000 千円	証書借入	年 5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償
施設改良事業	566,000 千円	証實泪八	十 5.0 %以下	還期 限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費

404,931 千円

(2)交際費

500 千円

(他会計からの出資金・負担金)

第9条 企業団の正常な運営を保つため、他会計からこの会計へ納入を受ける出資金・負担金は、次のとおりとする。

目 的	出資金·負担金	備 考
第二期拡張事業出資金	497,500 千円	国庫補助事業に係る関係団体の一般会計からの出資金(第二期拡張事業費)
地方公営企業繰出金	370,715 千円	水源開発対策に係る関係団体の一般会計からの繰出金
計	868,215 千円	

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種類	名 称	数量
取得する資産	水質検査機器	誘導結合プラズマ質量分析計	1 式

令和2年2月26日提出

福岡県南広域水道企業団 企業長 鵜 木 賢